

# 三大疾病保障特約付き団信の特徴

引受保険会社：三井住友海上あいおい生命保険株式会社  
三井住友海上火災保険株式会社

ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険(団体信用生命保険・就業不能信用費用保険)です。

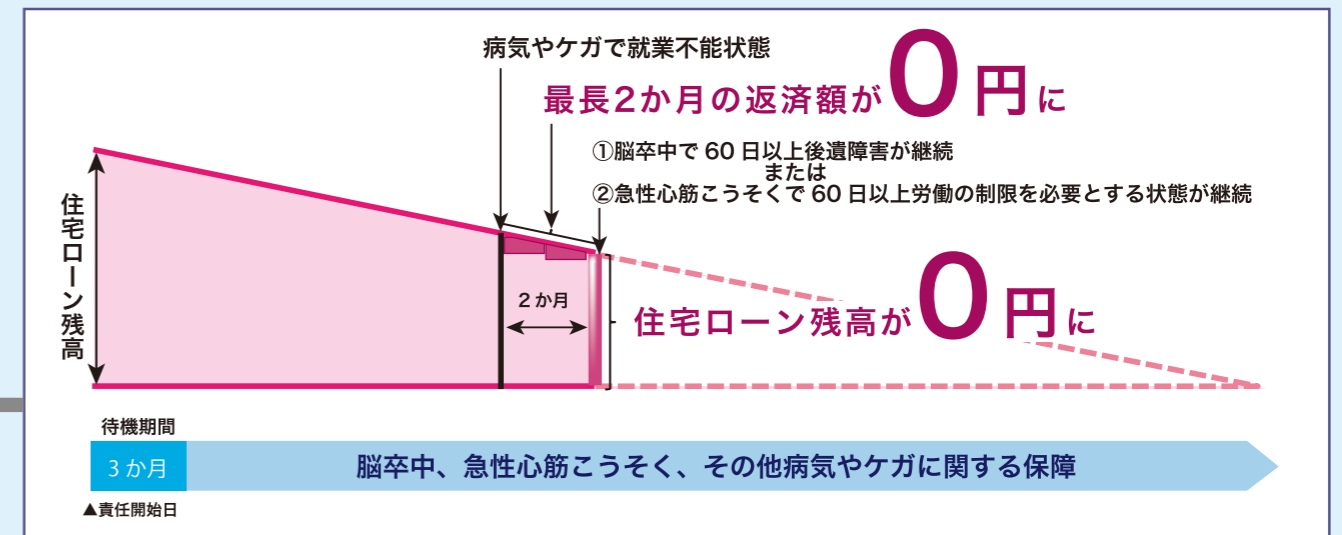
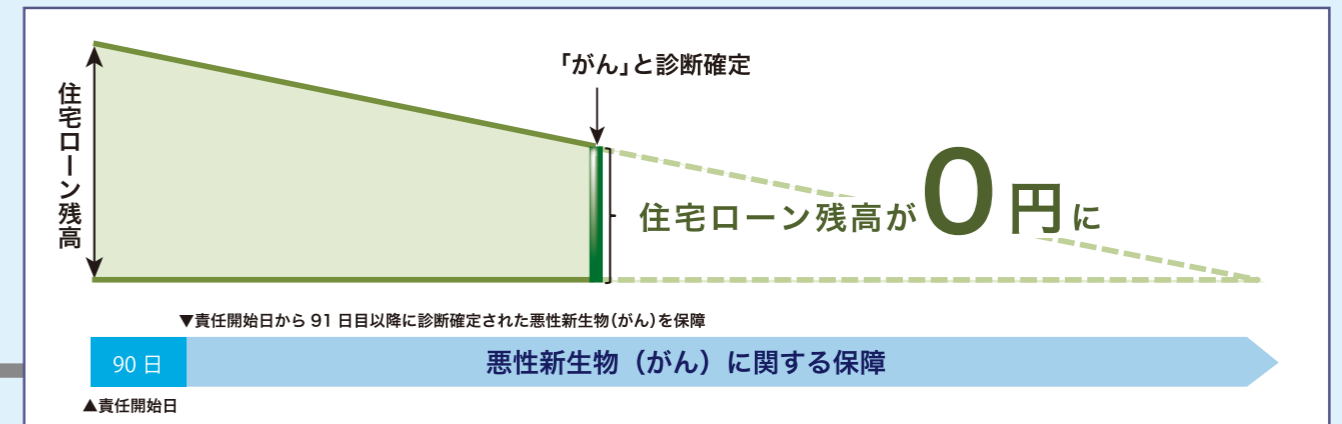
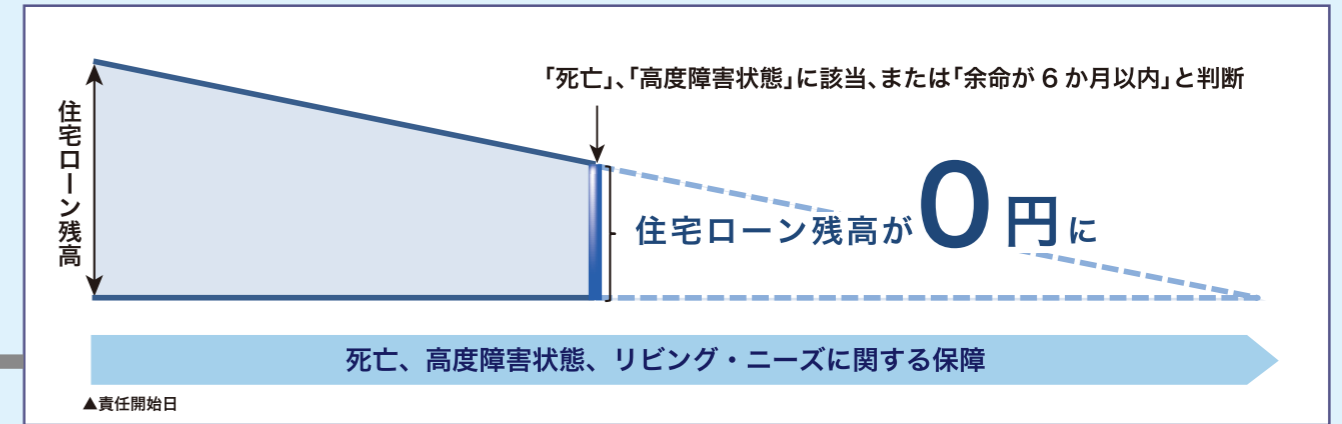
死亡	死亡されたとき
高度障害	責任開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で保険期間中、所定の高度障害状態になられたとき
リビング・ニーズ	保険期間中に余命が6か月以内と判断されるとき ※医師が記入した診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が判断します。
がん	責任開始日以後の保険期間中に悪性新生物(がん)に初めて罹患し、医師により悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
脳卒中	脳卒中で60日以上後遺障害が継続したとき
急性心筋こうそく	急性心筋こうそくで60日以上労働の制限を必要とする状態になられたとき
病気やケガ	病気またはケガで就業不能になられたとき

**住宅ローン残高を保障し完済**

月々のローン返済を保障(2か月分)

# お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



付帯サービス

健康で快適な生活を応援します!

**満点生活応援団**

ご相談無料

健康や医療に関するご相談や、日常生活のトラブル解決等、暮らしの中で役に立つ各種サービスをご用意しました。

健康・医療相談    介護相談    暮らしの相談